

令和7年度弘前市賃上げ応援奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、急激な物価高騰が続く中において、労働者の生活水準の維持向上及び人材の確保・定着を促進し、持続可能な雇用環境の構築を図る市内の中小企業者等を支援するため、当該中小企業者等が行う賃上げについて、令和7年度予算の範囲内において、弘前市賃上げ応援奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するものとし、その交付については、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる会社若しくは個人又は常時使用する従業員の数が100人以下である特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）、公益法人等（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第6号に規定する公益法人等をいう。以下同じ。）、医療法人（医療法（昭和23年法律第205号）第39条第2項に規定する医療法人（同法42条の2第1項に規定する社会医療法人を除く。）をいう。以下同じ。）若しくは協同組合等（法人税法第2条第7号に規定する協同組合等をいう。）であって、市内に本社又は本店（個人にあっては住所及び事業所）を有するものをいう。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上が同一の大企業（中小企業基本法第2条第1項各号に定める資本金の額若しくは出資の総額又は常時使用する従業員の数を超える規模の会社をいう。以下同じ。）によって所有されている者

イ 発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上が大企業によって所有されている者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている者

エ 暴力団（弘前市暴力団排除条例（平成24年弘前市条例第4号）第2条に規定する暴力団及び同条例第5条第2項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団と密接な関係を有する者及びこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずる者及び支配人をいう。）となっている法人

オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行っている者

カ 宗教法人及び宗教法人以外で宗教活動に係る事業を行っている者並びに政治活動に係る事業を行っている者

キ 同窓会、同好会その他の構成員相互の交流、交歓、意見交換等を主な目的とする公益法人等

ク 互助会、共済会その他の構成員の福利厚生、相互救済等を主な目的とする公益法人等

ケ 後援会その他の特定の個人又は団体の支援を主な目的とする公益法人等

コ 国、地方公共団体その他の公共団体から資本金、基本金等の4分の1以上の出資、出捐等を受け、又は継続的な財政的援助を受けている者

- (2) 基本給単価 中小企業者等が従業員に対し支払うべき基本給（労働の対価として支払う賃金から、賞与及び各種手当を除いたものをいう。）を算出するための単価であって、時間、日、週、月又は年を単位とするものをいう。
- (3) 賃上げ 従業員の基本給単価を引き上げることをいう。
- (4) 最低賃金 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第1項に規定する地域別最低賃金又は同法第15条第1項に規定する特定最低賃金のうち、それぞれの従業員に適用されるいずれか高い額をいう。
- (5) ベースアップ 賃上げのうち、個々の従業員の勤続年数又は業績評価に基づく昇給を除き、従業員の基本給単価を一律に引き上げることをいう。ただし、最低賃金に満たない額から最低賃金までの基本給単価の引上げは、これに含まない。
- (6) 対象従業員 ベースアップの対象となる従業員であって、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険の被保険者であるものをいう。
- (7) 賃上げ率 対象従業員ごとのベースアップによる基本給単価の増加額を、ベースアップ前の基本給単価で除して得た割合をいう。
- (8) 市税等 次に掲げる区分に応じ、それぞれ定めるものをいう。
 - ア 申請者（奨励金の交付を申請する者をいう。以下同じ。）が法人である場合 申請者に課税されている法人市民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税（種別割）
 - イ 申請者が個人である場合 申請者に課税されている市県民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税（種別割）並びに賦課されている国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料

（交付対象者）

第3条 奨励金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する中小企業者等とする。

- (1) 納付すべき市税等（奨励金の交付を申請する日（以下「申請日」という。）までに納期限が到来しているものに限る。以下同じ。）の滞納がないこと。
- (2) 対象従業員ごとの賃上げ率が2.5パーセント以上となるベースアップを行い、申請日又は令和8年2月28日のいずれか早い日までの間に、賃上げ後の基本給単価を使用して計算された最初の賃金を支給していること。

（奨励金の額等）

第4条 奨励金の額は、次条第1項の規定による事前エントリーを行う日時点における対象従業員1人につき50,000円とし、一の交付対象者につき1,000,000円を上限とする。

2 奨励金の交付は、一の交付対象者につき1回限りとする。

（事前エントリー）

第5条 奨励金の交付を受けようとする中小企業者等は、令和7年度弘前市賃上げ応援奨励金募集要項（令和7年10月20日制定。以下「募集要項」という。）の定めるところにより、対象従業員の数等に係る申告（以下「事前エントリー」という。）を行わなければならない。

2 市長は、事前エントリーがあったときは、申告のあった対象従業員の数により算出する奨励金の交付見込額に基づき、予算の範囲内において、募集要項の定めるところにより、奨励金の交付対象候補者であることの決定（以下「候補者決定」という。）を行い、その旨を事前エント

リーを行った中小企業者等に通知するものとする。

(交付申請及び請求)

第6条 奨励金の交付申請は、前条第2項の規定により候補者決定を受けた中小企業者等が、弘前市賃上げ応援奨励金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出して行うものとする。

- (1) 賃上げ率算定表（様式第2号）
- (2) 誓約書（様式第3号）
- (3) 通帳の写し等の奨励金の振込先口座を確認できる書類
- (4) 申請者に係る情報を確認できる書類であって次に掲げる書類
 - ア 申請者が法人である場合 履歴事項全部証明書（申請日前3か月以内に発行され、かつ、申請日における代表者名の記載のあるもの）の写し
 - イ 申請者が個人である場合 次に掲げる書類
 - (ア) 市内に代表者の住所を有することを確認できる書類
 - (イ) 市内に事業所を有することを確認できる書類
- (5) 対象従業員に係る労働条件通知書又は雇用契約書の写し
- (6) 対象従業員に係る賃金台帳その他の賃上げ前後の基本給単価が分かる書類の写し
- (7) 対象従業員に係る雇用保険被保険者証又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
(雇用期間の定めのある対象従業員に限る。)
- (8) 市税等を滞納していないことを証する書類

2 市長は、前項各号に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

3 申請書及び第1項各号に規定する書類の提出期限は、市が候補者決定に係る通知をした日の翌日から起算して14日以内とする。

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定により申請書の提出を受けたときは、その内容について審査をし、奨励金を交付することが適當であると認めるときは、奨励金の交付を決定するとともに、その決定の内容を令和7年度弘前市賃上げ応援奨励金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

- 2 奨励金の請求は、前項の規定による交付決定をした日になされたものとみなす。
- 3 市長は、第1項の審査の結果、奨励金を交付することが適當でないと認めるときは、奨励金を交付しないことを決定し、令和7年度弘前市賃上げ応援奨励金不交付決定通知書（様式第5号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

(奨励金の交付)

第8条 奨励金の交付は、前条第1項の規定による交付決定をした日から起算して30日以内に口座振込により行うものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、第7条第1項の規定による交付決定をした場合で、交付申請の内容に虚偽があることが判明したときは、当該交付決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により奨励金の交付決定を取り消したときは、速やかにその旨を書面により申請者に通知するものとする。

(奨励金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合で、既に奨励金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(状況報告及び現地調査に基づく指示)

第11条 市長は、奨励金の交付に関して必要があると認めるときは、交付対象者の従業員の雇用状況、賃金の支払状況等について報告を求め、又は現地調査を行ったうえで必要な措置について指示をすることができる。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和7年度において交付対象者が行うベースアップについて適用する。